

仙塩広域都市計画 地区計画の変更  
(一番町三丁目地区)

【仙台市決定】

## 仙塩広域都市計画 地区計画の変更(仙台市決定)

都市計画一番町三丁目地区計画を次のとおり変更する。

名 称	一番町三丁目地区計画
位 置	仙台市青葉区一番町三丁目
面 積	約4.3ha
地区計画の目標	<p>本地区は、本市都心商業地の中央部に位置し、仙台都市圏さらには宮城県、東北の中核として、広域的な商業機能や中枢的な業務機能などが集積する地区です。</p> <p>本地区計画は、地域の皆さんのがんばり活動の成果としてまとめ上げられた次のような目標を実現するために定めるものです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">◆まちづくりの目標◆</p> <p style="text-align: center;">私たちには、 東北の中核都市仙台にふさわしい都心として、 にぎわいや市民交流活動の中心であり続けるような 魅力的な都市空間を提供していくことを目標にしていきます。 そのため、 商業・業務・文化・交流などの様々な施設が効果的に立地できるよう 協調して計画的なまちづくりを行うものとし、 魅力ある街並みを形成していきたいと思います。 目標とするまちづくりのイメージは、 街区が単純に一つの建物になることではなく 大きな建物や小さな建物が、ちょっとした通路や広場などによって 一体感があるように組み合わされた回遊性のあるまちを みんなで協力して創り出そうというものです。</p> <p style="text-align: center;">一番町三丁目地区まちづくり協議会</p> </div>
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>土地利用の方針</p> <p>1 一番町三丁目地区においては、都心商業地にふさわしい、にぎわいと活気にあふれた土地利用を図るとともに、都市計画道路東一番丁線(以下「アーケード」という。)に面する部分は一体的な空間として演出し、その他の道路に面する部分は、店先にゆとりの空間を演出し、歩いて楽しい街にするように努める。</p> <p>2 一番町三丁目七番地区においては、業務機能の集積を図るとともに、低層部においてはアーケードへの歩行者空間を確保し、歩行者空間に面する部分はにぎわい創出に資する施設を配置することで活力ある都市空間の形成を図る。</p> <p>地区施設の整備の方針</p> <p>1 安全で快適な歩行者空間の形成を図るため、歩道状空地を整備する。</p> <p>2 地区の回遊性を向上させるアーケードへの歩行者ネットワークとにぎわいの連続性を創出するため、広場状空地を整備する。</p> <p>3 広瀬通駅周辺の複層的な歩行者ネットワークの形成とにぎわいの連続性の強化を図るため、地区内建築物間に歩行者用通路を整備する。</p> <p>4 景観計画に定める高さ緩和条件となる公共的空間を整備し、良好な街並み景観を創出するとともに、憩いやにぎわい空間の形成を図る。</p>

建築物等の整備の方針	<p>1 一番町三丁目地区においては、商業店舗を中心とした、健全で魅力のある街並みの形成を図る。</p> <p>2 一番町三丁目七番地区においては、都心の機能強化を図るため、国際競争力の強化に資する業務機能や起業支援機能、中長期滞在に対応した宿泊機能、多様な活動を支えるホール等を整備する。また、環境に配慮した建築物とする。</p> <p>3 地区全体で通りごとに街並みのイメージの統一感を創出するため、建物の形態や色彩はそれぞれの通り全体で調和するように努める。特に、一番町三丁目地区のアーケードに面する部分においては、空間の魅力を高めるため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定め、アーケードの軒先に合わせる工夫をする。また、一番町三丁目七番地区においては、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定め、周辺環境と調和した魅力ある都市景観の形成を図る。</p>
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地区整備計画	地区の区分	名称 一番町三丁目地区
	面積	約2.5ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 道路に面する1階部分を、次に掲げる用途に供するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 住宅</li> <li>イ. 共同住宅、下宿、寄宿舎又は長屋</li> <li>ウ. 事務所</li> <li>エ. 倉庫業を営む倉庫</li> </ul> <p>ただし、下記のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 道路に面する1階部分の一部について設ける出入口</li> <li>b. この都市計画決定に基づき改正する「仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」(昭和63年仙台市条例第52号)の施行の際、道路に面する1階部分に、現に存する事務所又は現に建築、修繕、模様替及び用途の変更の工事中の事務所(この条例の規定に適合するに至った建築物を除く。)</li> </ul> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業(同条第6項各号に掲げる営業(以下「店舗型性風俗特殊営業」という。)を営む者から委託を受けて営むものに限る。)を営むもの</p>
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>敷地がアーケードに接し、それに面して新築する建築物の各部分の高さの最低限度は、12.5mとする。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物のアーケードに面する部分の全幅にわたり、外壁と概ね連続する位置に12.5mを超える高さまで、周囲と調和のとれた板状の工作物等を設けた場合</li> <li>(2) 仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例(昭和62年仙台市条例第12号)第2条第2号に規定する自転車等駐車場</li> <li>(3) 警察官派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの</li> </ul>

	地区の区分	名 称	一番町三丁目七番地区
	面 積	約1.8ha	
	地区施設の配置及び規模		<p>公共空地            (歩道状空地1号 幅員 4.0m, 延長約 135m)            (歩道状空地2号 幅員 2.0m, 延長約 70m)            (歩道状空地3号 幅員 4.0m, 延長約 140m)            (広場状空地 面積約 800 m<sup>2</sup>)            (歩行者用通路 幅員 1.5m, 延長約 120m)</p>
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅</li> <li>(2) 兼用住宅</li> <li>(3) 共同住宅</li> <li>(4) 工場(店舗、飲食店又は事務所の内に附設される作業場を除く。)</li> <li>(5) マージヤン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>(6) 自動車教習所</li> <li>(7) 畜舎</li> <li>(8) 倉庫業を営む倉庫又は専ら道路貨物運送業若しくは貨物運送取扱業の用に供する倉庫若しくは荷さばき場</li> <li>(9) 自動車に直接燃料を供給するための施設</li> <li>(10) 風営法第2条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業(店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて営むものに限る。)を営むもの</li> </ul>
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の形態及び意匠は、街並みに配慮し、周辺との調和を図るものとする。</li> <li>2 屋外広告物は、自己の用に供するもの又は公益上やむを得ないものとし、かつ、美観に配慮したものとする。</li> <li>3 屋外広告物は、歩道状空地とその上空で地盤面からの高さが 2.5m 未満の位置に設置してはならない。ただし、自己の用に供するものを集約して表示するもの、建物名称を表示するもの又は管理上の必要に基づき表示するものについてはこの限りでない。</li> </ol>

「地区計画の区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理由 別紙理由書のとおり

## 理 由 書

一番町三丁目七番地区は、本市の「都市計画マスター・プラン」において都心地区に位置しており、東北をグローバルに牽引する中枢都市として、国際競争力を有し、高次な都市機能の集積による賑わいと交流、継続的な都市活動を生み出し続ける躍動する都心を目指し、都心部の再構築を進めるとともに、回遊性の向上を図り、ウォーカブルな都市空間の形成を推進することとしております。

本地区については、令和5年6月29日付で、都市再生事業を行おうとしている一番町三丁目七番地区市街地再開発準備組合より、都市計画法第21条の2及び都市再生特別措置法第37条の規定に基づき、都市再生特別地区の変更、第一種市街地再開発事業の決定及び地区計画の変更に関する計画提案がなされました。

今回の計画提案に係る事業は、市街地再開発事業により、街区一体で土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図りつつ、地下鉄南北線広瀬通駅及び「電力ビル前」バス停留所と、アーケードに近接した立地特性を生かし、広瀬通駅地下コンコースとの接続通路や地上地下の一体化した空間、バス停待合スペースを整備し、一番町エリアの拠点性向上に資する交通結節空間の創出を図るものであります。また、まちの回遊の起点となり多様な活動が展開される広場状空地や、多様なパートナーとの連携によりスタートアップ企業や人材を成長支援するイノベーション創出機能、多様な活動を支える多目的ホール・カンファレンス施設、中長期滞在に対応した宿泊機能、及び高機能オフィスの整備により都市機能の強化を図るとともに、防災や環境に配慮した建築物を整備し、併せて質の高い緑化を行うことで杜の都の魅力の向上を図る計画となっております。

この計画提案について、本市のまちづくりの方針との適合等について検討を行った結果、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更を行うことが妥当と判断されます。

以上のことから、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、次のとおり都市再生特別地区の変更、第一種市街地再開発事業の決定及び地区計画の変更を行います。

### <都市再生特別地区>

計画提案に係る事業により、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る必要がある区域について、都市再生特別地区を変更して「一番町三丁目七番地区」を追加し、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度、建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定めます。

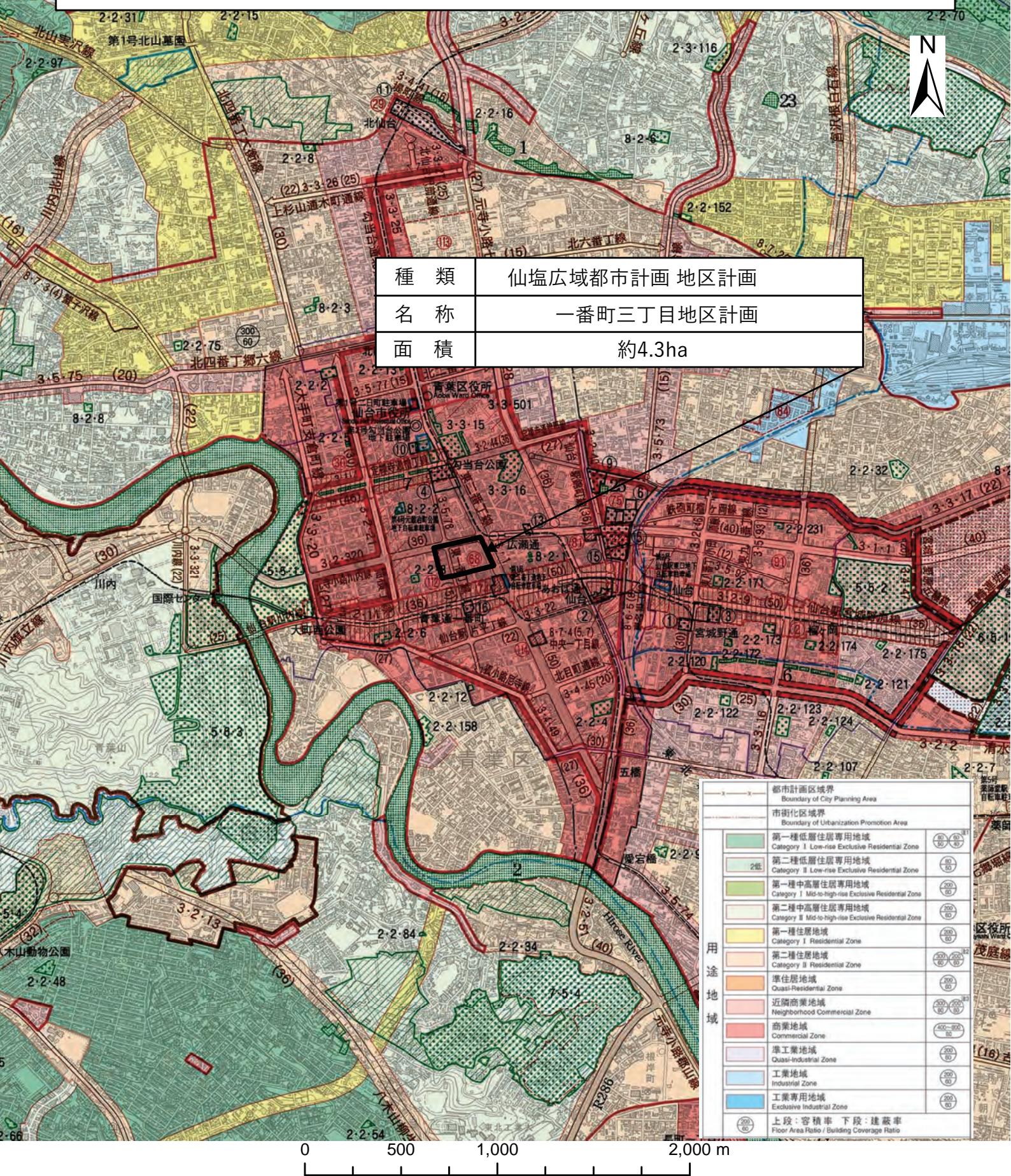
### <第一種市街地再開発事業>

計画提案に係る事業により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、「一番町三丁目七番地区第一種市街地再開発事業」を決定します。

### <地区計画>

計画提案に係る事業により、業務機能の集積を図るとともに、低層部においてアーケードへの歩行者空間を確保し、賑わい創出に資する施設配置により活力ある都市空間の形成を図るため、「一番町三丁目地区」の区域の一部を変更し、新たに地区整備計画「一番町三丁目七番地区」を設け、建築物等の用途の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定めるとともに、地区内外の環境向上に資する公共空地を定めます。

# 仙塩広域都市計画 地区計画の変更 一番町三丁目地区(位置図)



# 仙塩広域都市計画 地区計画の変更 一番町三丁目地区(計画図)



## 仙塩広域都市計画 地区計画の変更(仙台市決定)

都市計画一番町三丁目地区計画を次のとおり変更する。

名 称	一番町三丁目地区計画
位 置	仙台市青葉区一番町三丁目
面 積	約4.3ha
地区計画の目標	<p>本地区は、本市都心商業地の中央部に位置し、仙台都市圏さらには宮城県、東北の中核として、広域的な商業機能や中枢的な業務機能などが集積する地区です。</p> <p>本地区計画は、地域の皆さんの積極的なまちづくり活動の成果としてまとめ上げられた次のような目標を実現するために定めるものです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>◆まちづくりの目標◆</b></p> <p style="text-align: center;">私たちは、 東北の中核都市仙台にふさわしい都心として、 にぎわいや市民交流活動の中心であり続けるような 魅力的な都市空間を提供していくことを目標にしていきます。 そのため、 商業・業務・文化・交流などの様々な施設が効果的に立地できるよう 協調して計画的なまちづくりを行うものとし、 魅力ある街並みを形成していきたいと思います。 目標とするまちづくりのイメージは、 街区が単純に一つの建物になることではなく 大きな建物や小さな建物が、ちょっとした通路や広場などによって 一体感があるように組み合わされた回遊性のあるまちを みんなで協力して創り出そうというものです。</p> <p style="text-align: center;">一番町三丁目地区まちづくり協議会</p> </div>
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>1 <b>一番町三丁目地区においては</b>、都心商業地にふさわしい、にぎわいと活気にあふれた土地利用を図ります。2 <b>図るとともに</b>、都市計画道路東一番丁線（以下「アーケード」という。）に面する部分は一体的な空間として演出し、その他の道路に面する部分は、店先にゆとりの空間を演出し、歩いて楽しい街にするように努めます。</p> <p>2 <b>一番町三丁目七番地区においては</b>、業務機能の集積を図るとともに、低層部においてはアーケードへの歩行者空間を確保し、歩行者空間に面する部分はにぎわい創出に資する施設を配置することで活力ある都市空間の形成を図る。</p>

地区施設の整備の方針	<p>1 安全で快適な歩行者空間の形成を図るため、歩道状空地を整備する。</p> <p>2 地区の回遊性を向上させるアーケードへの歩行者ネットワークとにぎわいの連続性を創出するため、広場状空地を整備する。</p> <p>3 広瀬通駅周辺の複層的な歩行者ネットワークの形成とにぎわいの連続性の強化を図るため、地区内建築物間に歩行者用通路を整備する。</p> <p>4 景観計画に定める高さ緩和条件となる公共的空間を整備し、良好な街並み景観を創出するとともに、憩いやにぎわい空間の形成を図る。</p>
建築物等の整備の方針	<p>1 <b>一番町三丁目地区においては、商業店舗を中心とした、健全で魅力のある街並みの形成を図る。</b></p> <p>2 <b>一番町三丁目七番地区においては、都心の機能強化を図るため、国際競争力の強化に資する業務機能や起業支援機能、中長期滞在に対応した宿泊機能、多様な活動を支えるホール等を整備する。また、環境に配慮した建築物とする。</b></p> <p>3 <b>地区全体で通りごとに街並みのイメージの統一感を創出するため、建物の形態や色彩はそれぞれの通り全体で調和するように努める。<span style="background-color: #cccccc;">3</span>特に、一番町三丁目地区のアーケードに面する部分においては、空間の魅力を高めるため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定め、アーケードの軒先に合わせる工夫をする。また、一番町三丁目七番地区においては、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定め、周辺環境と調和した魅力ある都市景観の形成を図る。</b></p>

地 区 整 備 計 画	地区の 区分	名 称 面 積	一番町三丁目地区 約4.32.5ha
	建築物等 に 関 す る 事 項	建築物等の 用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 道路に面する1階部分を、次に掲げる用途に供するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 住宅</li> <li>イ. 共同住宅、下宿、寄宿舎又は長屋</li> <li>ウ. 事務所</li> <li>エ. 倉庫業を営む倉庫</li> </ul> <p>ただし、下記のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 道路に面する1階部分の一部について設ける出入口</li> <li>b. この都市計画決定に基づき改正する「仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」(昭和 63 年仙台市条例第 52 号)の施行の際、道路に面する1階部分に、現に存する事務所又は現に建築、修繕、模様替及び用途の変更の工事中の事務所(この条例の規定に適合するに至った建築物を除く。)</li> </ul> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。<b>以下「風営法」という。</b>)第 2 条第 5 項に掲げる営業及び同条第 6 項の営業を営むものから委託を受けて同条第 11 項の営業の性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項の接客業務受託営業(同条第 6 項各号に掲げる営業(以下「店舗型性風俗特殊営業」という。)を営む者から委託を受けて営むものに限る。)を営むもの</p>
	建築物等の形 態又は <b>色彩そ の他</b> の意匠の 制限		<p>敷地がアーケードに接し、それに面して新築する建築物の各部分の高さの最低限度は、12.5mとする。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物のアーケードに面する部分の全幅にわたり、外壁と概ね連続する位置に 12.5mを超える高さまで、周囲と調和のとれた板状の工作物等を設けた場合</li> <li>(2) 仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例(昭和 62 年仙台市条例第 12 号)第2条第2号に規定する自転車等駐車場</li> <li>(3) 警察官派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの</li> </ul>

	地区の区分	名 称	一番町三丁目七番地区
		面 積	約1.8ha
	地区施設の配置及び規模		
	<p>公共空地            (歩道状空地1号 幅員 4.0m, 延長約 135m)            (歩道状空地2号 幅員 2.0m, 延長約 70m)            (歩道状空地3号 幅員 4.0m, 延長約 140m)            (広場状空地 面積約 800 m<sup>2</sup>)            (歩行者用通路 幅員 1.5m, 延長約 120m)</p>		
地 区 整 備 計 画	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅</li> <li>(2) 兼用住宅</li> <li>(3) 共同住宅</li> <li>(4) 工場(店舗、飲食店又は事務所の内に附設される作業場を除く。)</li> <li>(5) マージヤン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>(6) 自動車教習所</li> <li>(7) 畜舎</li> <li>(8) 倉庫業を営む倉庫又は専ら道路貨物運送業若しくは貨物運送取扱業の用に供する倉庫若しくは荷さばき場</li> <li>(9) 自動車に直接燃料を供給するための施設</li> <li>(10) 風営法第2条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業(店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて営むものに限る。)を営むもの</li> </ul>	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1 建築物の形態及び意匠は、街並みに配慮し、周辺との調和を図るものとする。            2 屋外広告物は、自己の用に供するもの又は公益上やむを得ないものとし、かつ、美観に配慮したものとする。            3 屋外広告物は、歩道状空地とその上空で地盤面からの高さが 2.5m 未満の位置に設置してはならない。ただし、自己の用に供するものを集約して表示するもの、建物名称を表示するもの又は管理上の必要に基づき表示するものについてはこの限りでない。</p>	

「地区計画の区域及び、地区整備計画の区域**及び地区施設の配置**は、計画図表示のとおり」

理 由 別紙理由書のとおり

## 一番町三丁目地区

## 建築物の用途制限の概要

&lt;参考&gt;

地区計画／地区名		一番町三丁目地区計画			備考
地区整備計画／地区名		用途地域 (ベース)	一番町三丁目地区	一番町三丁目七番地区	
用途地域		商業地域	商業地域	商業地域	
住宅等	専用住宅	○	△ 1	×	△ 1 : 1階で道路に面するものは不可 △ 2 : 道路に面して住宅の配置は不可
	兼用住宅	○	△ 2	×	
	共同住宅	○	△ 1	×	
	寄宿舎、下宿、長屋	○	△ 1	○	
店舗等の床面積が150m <sup>2</sup> 以下のもの		○	○	○	
店舗等の床面積が150m <sup>2</sup> を超え500m <sup>2</sup> 以下のもの		○	○	○	
店舗等の床面積が500m <sup>2</sup> を超え1,500m <sup>2</sup> 以下のもの		○	○	○	
店舗等の床面積が1,500m <sup>2</sup> を超え3,000m <sup>2</sup> 以下のもの		○	○	○	
店舗等の床面積が3,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの		○	○	○	
店舗等の床面積が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの		○	○	○	
劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、馬券・車券発売所等に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの		○	○	○	△ : 馬券・車券発売所は不可
事務所等の床面積が150m <sup>2</sup> 以下のもの		○	△	○	△ : 1階で道路に面するものは不可（ただし、既存の事務所の継続のみ可）
事務所等の床面積が150m <sup>2</sup> を超え500m <sup>2</sup> 以下のもの		○	△	○	
事務所等の床面積が500m <sup>2</sup> を超え1,500m <sup>2</sup> 以下のもの		○	△	○	
事務所等の床面積が1,500m <sup>2</sup> を超え3,000m <sup>2</sup> 以下のもの		○	△	○	
事務所等の床面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの		○	△	○	
ホテル、旅館		○	○	○	
遊技場・風俗施設等	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	○	○	○	
	カラオケボックス等	○	○	○	
	マージャン屋、ばらんこ屋、射的場等	○	○	×	
	勝馬投票券発売所、場外車券売場等	○	○	×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	○	○	
	キャバレー等、個室付浴場等	○	△	△	△ : 個室付浴場等は不可
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	
	病院	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	
	自動車教習所	○	○	×	
車庫	単独車庫（附属車庫を除く）	○	○	○	
	建築物附属自動車車庫	○	○	○	
工場・倉庫等	倉庫業倉庫	○	△	×	△ : 1階で道路に面するものは不可
	畜舎	○	○	×	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50m <sup>2</sup> 以下のもの	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがある非常に少ない工場	□	□	□・△	□ : 原動機・作業内容の制限有り、作業場の床面積150m <sup>2</sup> 以下 △ : 店舗等の内に附設される作業場に限る
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	□	□	□・△	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	■	■	■	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	■	■	■	
	自動車修理工場	□	□	□・△	□ : 作業場の床面積300m <sup>2</sup> 以下、原動機の制限有り △ : 店舗等の内に附設される作業場に限る
	ガソリンスタンド等	□	○	×	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設	○	○	○	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設	○	○	○	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い又は多い施設	■	■	■	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設	■	■	■	

○：建てられる用途 ■：用途地域で建てられない用途 □：用途地域で一定の制限がある用途

×：地区計画により建てられない用途 △：地区計画で一定の制限がある用途

(注)本表は建築物の用途制限の概要を表したもので、すべての制限について掲載しているものではありません。